

小児慢性特定疾病児童等相談窓口の開設について②

■対象

市内の小児慢性特定疾病児童等およびそのご家族など
(市内の小児慢性特定疾病児童等医療費助成受給者数：約2,000件)

【小児慢性特定疾病とは】

児童等が長期にわたる療養を要し、生命に危険が及ぶおそれがあるもので、療養のために多額の費用を要するもの。

(国が指定する788疾病が対象)

例：小児がん（白血病等）、先天性の心臓病、潰瘍性大腸炎 など